

◇国民健康保険だより◇

国民健康保険料の軽減について

65歳未満の非自発的失業者（会社都合による離職者）に対して、所得割額のうち給与所得分を軽減します。

1 対象

平成21年12月31日以降の65歳未満の非自発的離職者で、いずれかの条件を満たす方。

(1) 雇用保険受給資格者証の離職理由欄のコードが次の場合

11、12、20、21、22、23、24、31、32

(2) 離職票の離職理由欄のコードが次の場合

1 A、1 B、2 A、2 B、2 C、2 D、3 A、3 B

2 申請

上記の条件を満たしていると思われる方は申請が必要です。申請する際は、納期限の7日前までに印鑑（朱肉を必要とするもの）、国民健康保険の保険証、雇用保険受給資格者証を持参してください。

注意1) 雇用保険受給資格が喪失した方は、「特定受給資格者該当証明書（雇用保険受給者分、離職日も記載されていること）」が必要です。

注意2) 平成23年4月から平成24年3月までの間に申請された方は、申請する必要はありません。

【問い合わせ先】

○手続きに関すること：役場民生部住民環境課（内線 252）

○保険料に関すること：役場総務部税務課（内線 233）



みんなで築こう 人権の世紀

身近なことから人権を考えてみませんか

「歩くことのすすめ」

今年の2月、厚生労働省が、「健康日本21」の素案を発表しました。そのなかで生活習慣病の予防のために1日8,000歩以上歩くことを提案しています。介護を必要とせず元気に過ごせる「健康寿命」を重視した取り組みです。

私は骨折のため、足にギブスをはめたことがありました。そのときは、何をすることも家族や他人の手を借りなければできないもどかしさを感じました。一人暮らしの友人は入院した途端、自分の財産管理もままならないと嘆いています。健康であることが私たちの人生に充実感を与えてくれています。

私の趣味とする登山仲間今年で78歳になられる女性がいます。今も月一回例会には必ず参加されています。その元気の源を探りますと、やはり歩くことをいとわない生活姿勢にあると感じています。まして歩くことが「認知症」の予防になると聞いたら、歩くしかありません。みなさん、とにかく歩きましょう。

【人権に対するお悩み・お問い合わせ】

民生部福祉課内 人権擁護委員会事務局（内線 241）

休館日のご案内

（6月1日～7月15日）

- ◇中央公民館 6月4日(月)・11日(月)・18日(月)・25日(月)
【☎64・4343】 7月2日(月)・9日(月)
- ◇総合体育館 6月4日(月)・11日(月)・18日(月)・25日(月)
【☎64・5585】 7月2日(月)・9日(月)
- ◇勤労青少年ホーム 6月4日(月)・11日(月)・18日(月)・25日(月)
【☎62・6655】 7月2日(月)・9日(月)
- ◇安八温泉 6月1日(金)・15日(金)
【☎64・5533】 7月2日(月) ※7月15日(日)～9月30日(日)は改修工事のため休館します。

今月の納税

町・県民税 1期

※町・県民税(普通徴収分)の全期分を第1期の納期限までに一括してお支払いしていた場合、前納報奨金は、今年度より廃止されました。

水道料金 4・5月分

下水道使用料 4・5月分

※納期限(口座振替日)は7月2日(月)です。